

## **[事案 29-63] 入院・手術給付金支払請求**

・平成 29 年 9 月 6 日 和解成立

### **<事案の概要>**

責任開始時前の発症であることを理由に入院給付金および手術給付金が支払われなかったことから、各給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

胃粘膜下腫瘍疑い等により入院・手術をしたので給付金の支払いを請求したところ、責任開始時前に腹部の異常指摘を受けていたことを理由として、支払対象外とされた。しかし、自分が人間ドックの検査異常の結果を通知されたのは責任開始時後であることから、本疾病は責任開始時後の発症として扱われるべきであり、これを支払ってほしい。

### **<保険会社の主張>**

申立人の検査異常は責任開始時前に発覚していることから、本疾病は責任開始時前の発症であり、支払事由には該当しないので、申立人の請求に応じることはできない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづき審理を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続中、保険会社より、諸事情を考慮した和解案の提示があり、裁定審査会において検討した結果、これを妥当と認め、申立人に提示したところ、申立人の同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。